

木場公園マネジメントプラン

木場公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	20-3
I 木場公園の基本的事項	20-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 木場公園の開園概要	20-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 木場公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	20-7
2 取組方針	20-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	20-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
木場公園の現況写真	
占用基準を緩和する区域図	
<資料編>	20-22
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 木場公園に関する資料	

はじめに

「木場公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 木場公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・5・33号木場公園
- ・位置 江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目及び東陽六丁目各地内
- ・面積 24.2ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和53年2月21日 東京都告示第165号

(2) 木場公園の基本的な性格・役割

本園は区部東部に位置する都市計画公園である。計画区域は、木場の木材業者が移転した跡地であり、工場、商店、事務所ビル、一般住宅の混在する地域の中に位置し、隣接する三ツ目通りや葛西橋通り、仙台堀川や大横川とともに、水と緑のネットワークを形成し、また、江東デルタ地帯南部における避難場所として重要な役割を担っている。

本園は、「水と緑の森林公園」をテーマに、外周に厚い植栽帯を配し、緑に囲まれた広場等において、多様なレクリエーション利用が展開されるように計画・整備されている。園内は葛西橋通り、仙台堀川によって南、中、北の3地区に分かれ、全長250mの木場公園大橋が各地区を連絡する構成となっており、北地区には東京都現代美術館が、南地区には都市緑化植物園がある。また、かつての貯木場をイメージさせる入口広場中央のイベント池では、木場の伝統芸である「角乗」なども行われ、この地域の歴史や文化を伝える場となっている。

なお、東京都地域防災計画及び墨田区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

木場公園の整備計画（平成元年）

- ア 江東再開発基本構想など江東地区の防災計画の一翼を担う防災公園とし、「水と緑の森林公園」をメインテーマに、地域の貴重なオープンスペースとなる緑豊かな公園とする。
- イ メモリアルな施設や公園橋を組み入れて、記念公園にふさわしい景観を構成する。
- ウ 国際都市東京のシンボルともなる都立美術館を整備する。
- エ 身近な運動施設を考慮した公園とする。
- オ 都市緑化植物園を整備して、都立の「緑の相談所ネットワーク」を充実する。

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「木場公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、次のとおりである。

○民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

占用基準を緩和したチャリティーランイベント等を実施した。民間活力を導入した飲食店（Park Community KIBACO）を設置した。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施設の整備を行った。地域連携防災訓練等を実施した。

○自然とふれあえる場となる都立公園

公園に訪れる野鳥や生息する昆虫等の観察会やワークショップを開催した。

(2) 木場公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・ 下町の防災拠点として普及活動の強化
- ・ 都市緑化植物園等を活用した緑の普及
- ・ オリンピック・パラリンピックの機運醸成
- ・ 幼稚園等の近隣施設との連携強化
- ・ 美術館と連携した文化の発信

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・ 激甚化する気象災害
- ・ 東京 2020 大会の開催
- ・ 価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・ デジタル技術・データの活用を加速
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・ 「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・ 都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・ 緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・ 都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・ 東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・ 江東区地域防災計画（令和2年度修正）（令和3年3月）

Ⅱ 木場公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立木場公園（きばこうえん）
開園日	平成4年6月1日
開園面積	238,711.13 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	総合公園
所在地	江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目
アクセス	東京メトロ東西線「木場」、都営地下鉄大江戸線・東京メトロ半蔵門線「清澄白川」、都営地下鉄新宿線「菊川」、都営バス業平・新橋（業10）「木場四丁目」又は「東京都現代美術館前」、駐車場（有料・24時間）

(2) 主な公園施設

都市緑化植物園、木場公園大橋、入口・噴水広場、ふれあい広場、イベント広場、冒険・アスレチック広場、多目的広場、バーベキュー広場、テニスコート、ドッグラン、東京都現代美術館、木場ミドリウム、飲食店

2 利用状況等

(1) 利用概況

利用状況は、犬の散歩やウォーキング、ジョギング、芝生・バーベキュー広場でのピクニックやバーベキューの利用が多い。テニスコートは学生のサークルによる利用も多い。

公共交通手段で近隣の現代美術館や清澄庭園、江戸深川博物館等を利用する際に、本公園に立ち寄る遠方からの利用者もある。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計 (人)	1,361,817	1,384,993	1,609,538	1,533,512	1,662,515

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	138,517	170,452	84,027	66,514	59,891	102,733
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,361,817	117,315	141,647	92,757	96,057	100,394	191,513

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

9団体・約210名が、花壇管理やイベント協力などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「自然観察会」「下町文化フェスティバル」などが行われた。

Ⅲ 木場公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園

【プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト】

本公園においては、新たなにぎわいを創出するため、民間活力を導入した施設（Park Community KIBACO）を設置している。本公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、民間事業者等と連携し、民間ノウハウを生かした施設だけでなく、公園全体の利用を促進していく。

◎主な取組確認項目：利用促進の取組、民間連携の取組

■目標2：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所（全域）
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（多目的広場）
災害時臨時離着陸場候補地（多目的広場）
- ・江東区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災訓練等の実績

■目標3：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京2020大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標 4：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標 5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

さらに、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組、占用基準を緩和したイベントの実績

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・ふれあい広場とバーベキュー広場のあるゾーン（南地区）
芝生広場で、緑陰のもと休憩やピクニック、軽いスポーツ、ドックランなど多目的な利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・北の冒険広場のあるゾーン
複合遊具広場は子どもの安全な遊び場として対応していく。
- ・南の冒険広場ゾーン
高学年児童向けの木製アスレチック遊具広場で、安全性の高い、多様な遊具の充実を図るとともに、見通しや風通し、日照等のよい安全・快適な利用に対応していく。

C：イベント広場ゾーン

- ・多目的広場のあるゾーン（北地区）
多目的広場で、利用者の様々なレクリエーション利用に対応していくとともに、多様なイベント等を受け入れる広場（占用基準を緩和する区域）として対応していく。
なお、多目的広場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
- ・イベント広場のあるゾーン（北地区）
みこし祭りなどの地域の催事利用やコンサート等幅広く、多様なイベント等を受け入れる広場（占用基準を緩和する区域）として対応していく。

D：入口広場ゾーン

- ・当公園のシンボルとなる入口広場のあるゾーン（南地区）
利用者の憩いの空間として対応していくとともに、イベント池は、木場の伝統芸である「木場の角乗り」継承のための場として対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・仙台堀川両岸にある緑の散歩道のあるゾーン（中央地区）

近隣の豊住公園や木場の香緑道とのネットワークを図るための“水と緑のネットワーク”の拠点として対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・テニスコートのあるゾーン（北地区）
テニスコート（6面）があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

H：展示・学習ゾーン

- ・木場ミドリアムと都市緑化植物園のあるゾーン（南地区）
緑に関する体験活動や情報交換の場として対応していく。
- ・東京都現代美術館のあるゾーン（北地区）
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した管理を行う。

I：修景ゾーン

- ・木場公園大橋のあるゾーン
噴水の爽やかな水景や彩り豊かな花の景が楽しめる憩いの場として対応していく。また、当公園のシンボルである木場公園大橋を中心に個性的で魅力ある修景空間を創出していく。

J：樹林ゾーン

- ・外周部の樹林帯のあるゾーン
公園の外周部は、類焼防止のための密度の濃い樹林帯として対応していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・じゃぶじゃぶ池があるゾーン
子ども達が安全・快適に水遊びができる環境づくりに対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、仙台堀川、大横川など河川に面する区域は、一体感を創出するとともに転落防止等に対応していく。また、四ツ目通などの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

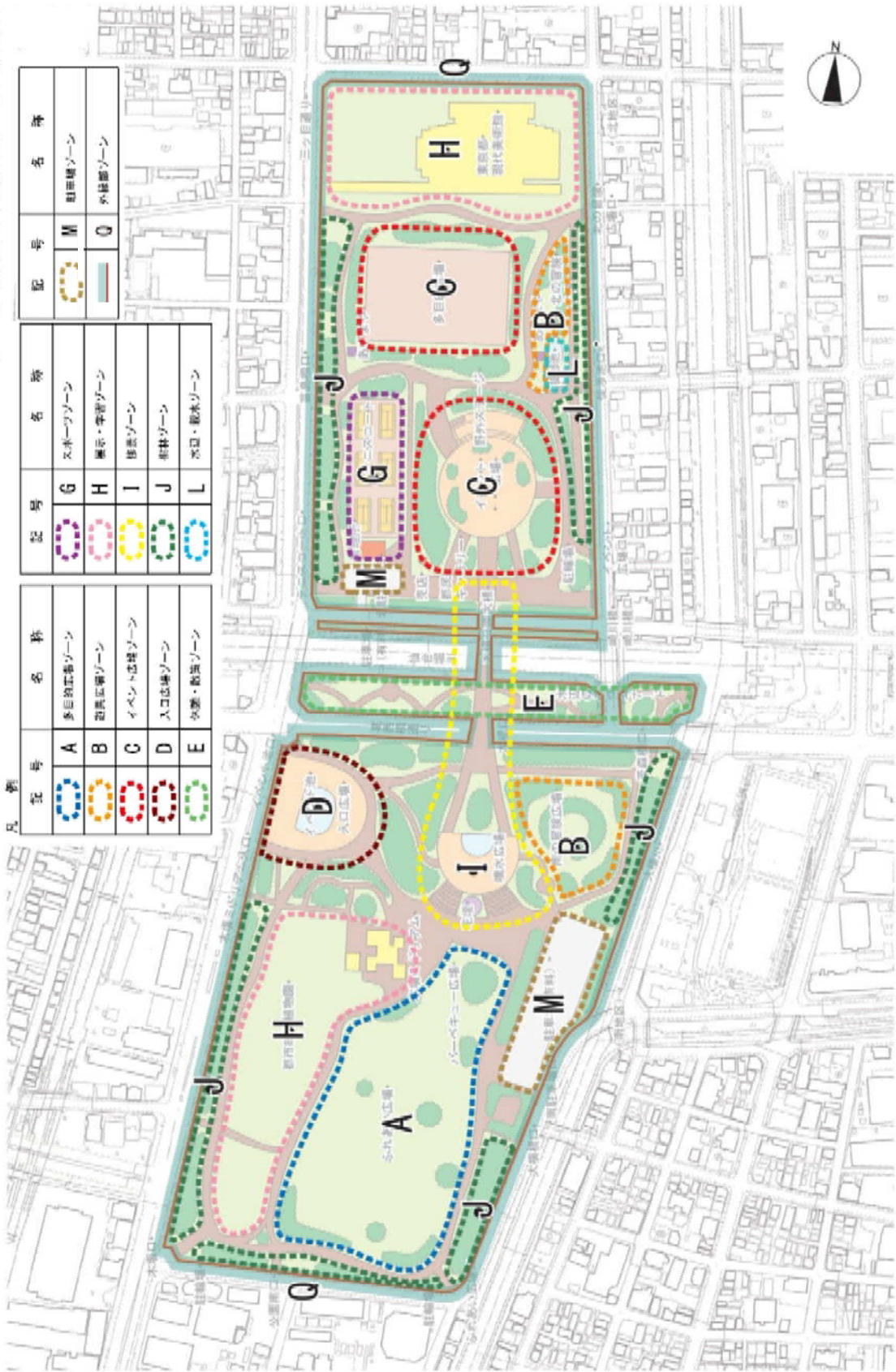
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 木場公園

凡 例

記号	名称	記号	名称
A	多目的広場ゾーン	G	スポーツゾーン
B	遊具広場ゾーン	H	展示・学習ゾーン
C	イベント広場ゾーン	I	緑地ゾーン
D	入口広場ゾーン	J	樹林ゾーン
E	水辺・船着ゾーン	L	水辺・船着ゾーン
		M	駐車場ゾーン
		Q	外縁部ゾーン



この図面は、東京都市計画局作成の「東京都市計画」に基づき作成されたものであり、内容は正確である。ただし、図面は最新の状況と異なる場合があります。

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①都市緑化植物園の機能維持

都市緑化植物園は、都市緑化に役立つ植物の見本園としての展示・鑑賞機能の向上を図り、年間を通じて常にきめ細かく質の高い管理を行っていく。

また、日頃体験する機会が少ない管理作業などを体験できる場として活用を図っていく。

②施設の維持管理

木場公園のシンボルとして良好な管理を行うとともに、葛西橋通りと仙台堀川に架かる橋梁としての安全確保に努める。

イベント池は、木場の伝統芸である「角乗」の実演などで利用されることから、水質の維持に留意する。

また、冒険広場の遊具については、点検・補修を徹底することなどにより、安全性を確保していく。

③植物の維持管理

開放的な空間が広がるふれあい広場については、芝生の管理を適切に行うことにより美しく、快適な状態を維持する。

修景ゾーンの大規模花壇や刈込については特に美観に留意して維持管理する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①民間活力導入・パートナーシップの推進

都立公園の活性化や魅力向上を目的に、一部の広場において、民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベント等を受け入れるため、占用許可の基準を緩和している。

②公園の多面的活用と官民連携によるにぎわいの創出

民間活力を導入した施設（Park Community KIBACO）と連携して、当該施設だけでなく、公園全体の利用を促進し、本公園の魅力向上を図っていく。

③魅力的なイベント・プログラムによる公園利用の活性化

子どもから高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、都市緑化植物園などの資源を活かした自然観察会や環境学習プログラムの実施などの取組を行っていく。

入口広場のイベント池では、地域の伝統芸である「木場の角乗り」イベントを継続するなどして、地域の歴史や文化の継承などにも留意した取り組みを行っていく。また、都民協働による大規模花壇づくりなどにより、公園の魅力を高める取組を進め

ていく。

④ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

IV 図面・写真

現況平面図 木場公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

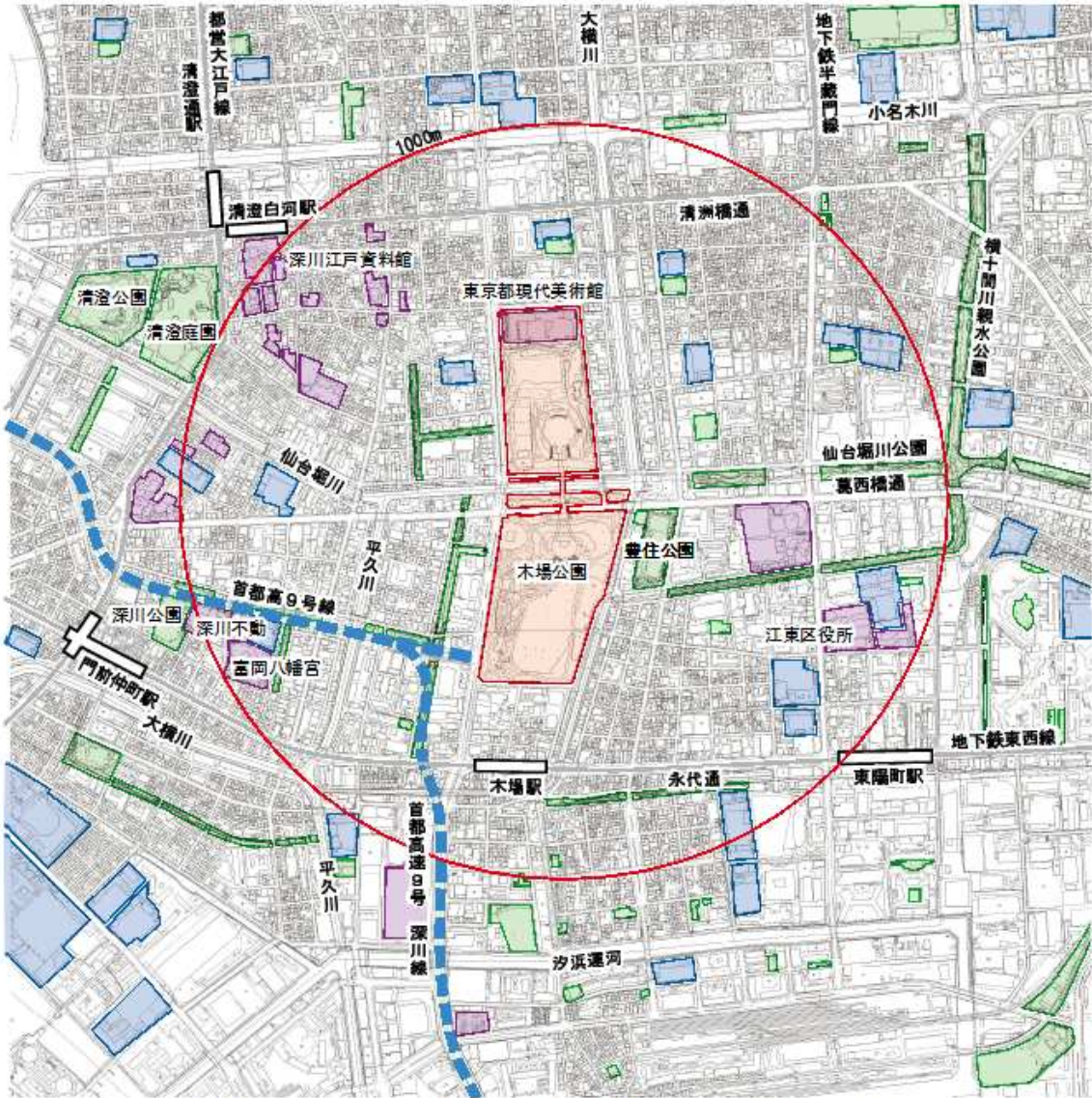
木場公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

木場公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



木場公園の現況写真 【令和4年6月撮影】

①ふれあい広場・ドッグラン



⑤噴水広場、木場公園大橋



②都市緑化植物園



⑥テニスコート



③バーベキュー広場



⑦多目的広場



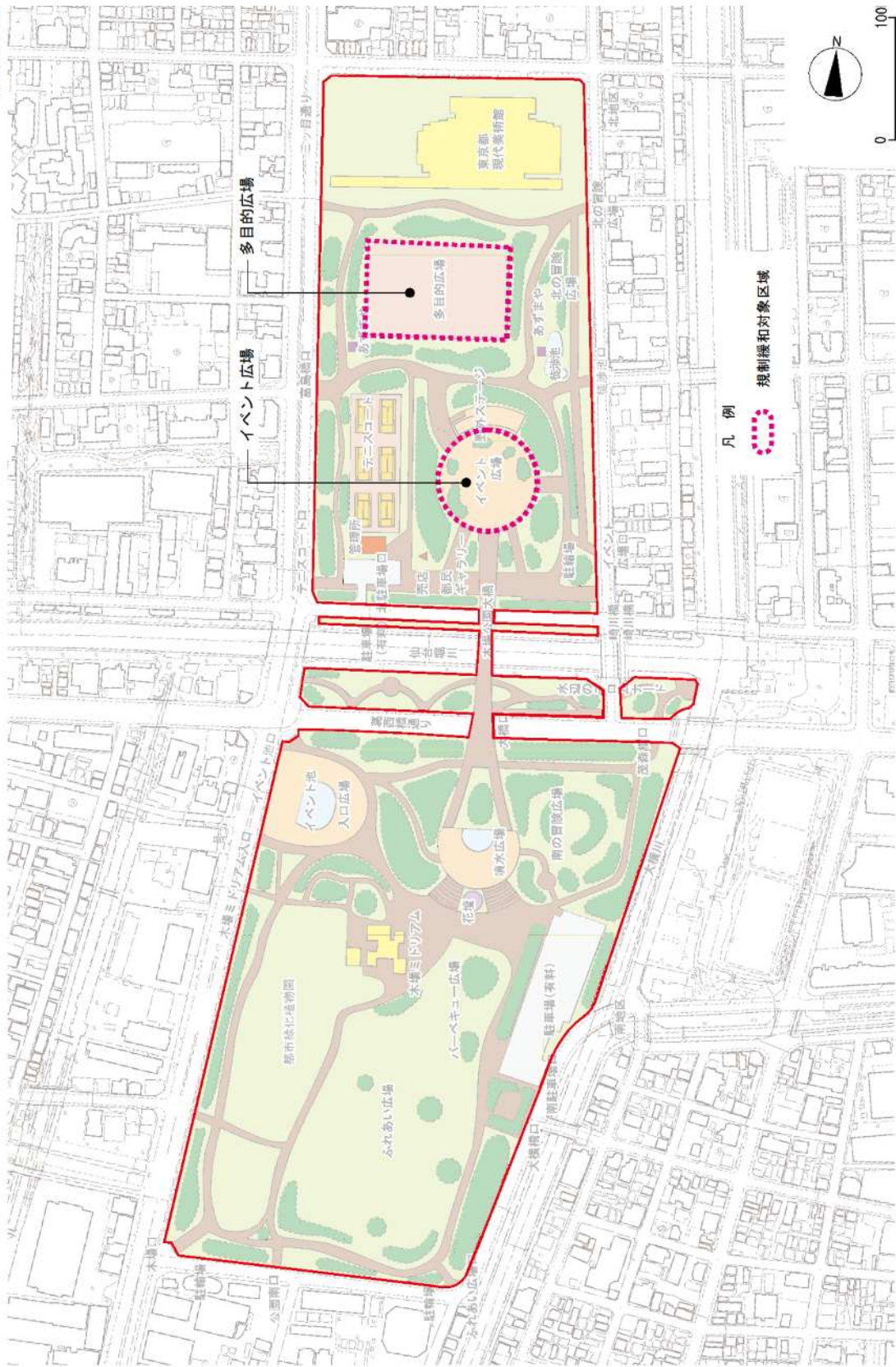
④入口広場（イベント池）



⑧徒渉池（じゃぶじゃぶ池）



占用基準を緩和する区域図 木場公園



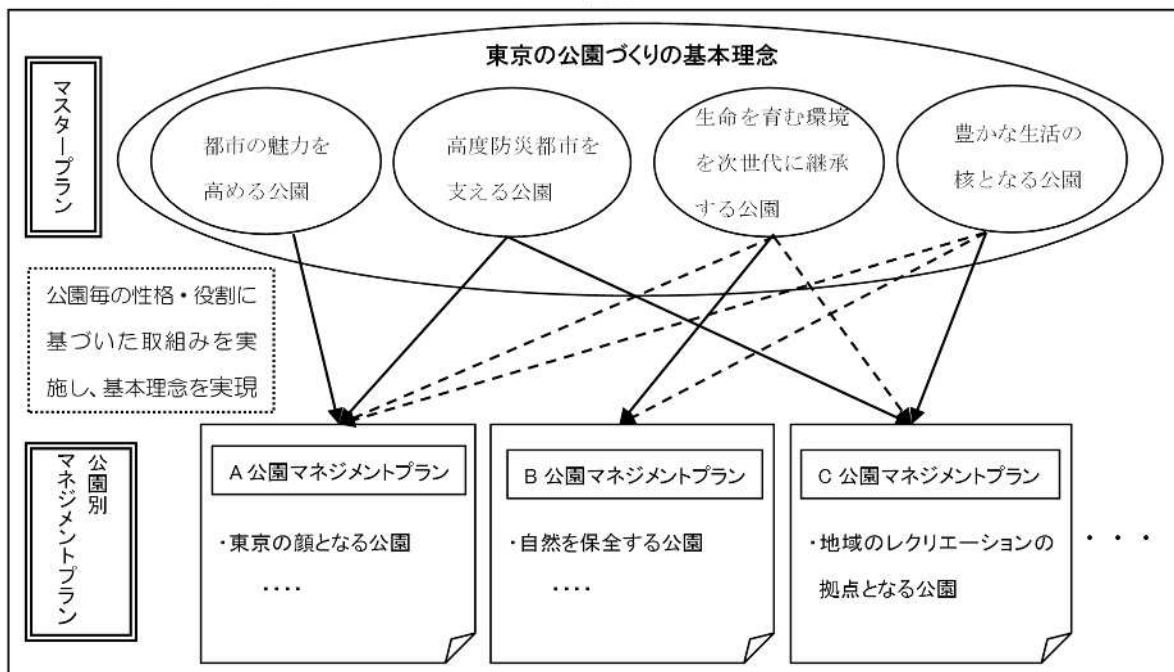
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京府図A1/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都庁基交第350号

<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、木場公園が担うことになるプログラムには◎を、木場公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 木場公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	◎
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり	◎
(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致		規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎	
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
高度基本理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
(3)安全・安心な公園とするための取組み		公園施設の適切な点検と維持・更新	○	
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
基本理念 継承する環境を次世代に	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発現事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進		ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎	
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 木場公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和44年 1969年	江東再開発構想により防災拠点として位置づけられる
昭和52～53年 1977～1978年	昭和天皇御在位五十年記念公園として指定を受け、昭和52年度末から用地取得に着手
昭和53年2月 1978年	東京都告示165号木場公園として都市計画決定（当初）
昭和55.年6月 1980年	木場公園を中心とする約77haの区域について特定住宅市街地総合整備促進事業（通称モデル事業）の整備計画が決定
昭和57～58 1982～1983年	平野、木場および環3沿いを重点的に買収
昭和63年3月 1988年	用地買収完了
平成4年6月 1992年	開園（19.3ha）
平成5年6月 1993年	追加開園 874 m ²
平成7年3月 1995年	現代美術館オープン 追加開園 23,829.09 m ²
平成9年3月 1997年	追加開園 3,789.62 m ²
平成11年 1999年	緑の相談所が閉鎖
平成12年6月 2000年	都市緑化植物園オープン
平成20年8月 2008年	東京都震災対策条例により、多目的広場が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成21年5月 2009年	ドッグラン開設

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・当公園は貯木場としてのいわゆる木場の跡地を整備してできた公園で、南北に細長い矩形形状であるが、ほぼ中央部で東西方向の仙台堀川と道路（葛西橋通りなど）により3つのゾーンに分かれている。
- ・公園を含む一帯は再開発事業により区域内が整地・整形されているため、従来からの施設や植物等は残存していない。公園内の施設や植物は殆ど公園事業として新規に導入、設置されたものである。
- ・当公園を含む江東デルタ地域での自然的要因としては、仙台堀川、大横川などの運河網が発達していることがあげられ、オープンスペースの少ない地区としては貴重な自然的要素である。

2) 社会的環境

- ・公園の南北には5系統の地下鉄（北700mに都営新宿線菊川駅、南200mに東京メ

トロ東西線木場駅、東 700m に都営大江戸線・東京メトロ東西線の門前仲町駅、及び半蔵門線清澄白河駅など) が通り、交通の利便性に恵まれた立地である。

- ・近傍には西に徒歩で約 10 分 (700m) の位置に清澄庭園が、また北東約 1 km に猿江恩賜公園が立地している。また、公園の東側にある大横川を挟み、江東区立豊住公園が位置している。

(3) 園内のトピックス

①ふれあい広場

南地区に広がる広大な原っぱ広場で、家族連れのピクニックや憩いの広場として、また、小グループによる軽いスポーツや語らいの場として多目的に利用できる。広場の一角にはバーベキュー広場が設置されている。

②入口・噴水広場

入口広場中央のイベント池は「木場の角乗」が行われる場所になっており、災害対応用水池をも兼ねる。木場公園大橋の南の導入部にある噴水広場は、花壇と噴水が当公園の雰囲気作りに効果をあげている。

③木場公園大橋

当公園の 3 つのゾーンを結ぶ橋で、全長 250m、主搭の高さ 60m の斜張橋で、当公園のシンボルとなっている。

④イベント広場

木場公園大橋の北の導入部で、野外ステージのある円形の広場。

⑤都市緑化植物園

庭づくりを含めた都市緑化に役立つ植物の見本園で、拠点として木場ミドリアムが設けられており、都市緑化に関するサンプルなど情報センターの機能を持つ。都市緑化植物園の売り物のひとつである帰化植物は、約 300 種類が集められており、都民協働により管理されている。

⑥冒険・アスレチック広場

南地区にはアスレチック広場があり、木製遊具が配置されている。北地区には冒険広場とジャブジャブ池がある。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率 (%)

年間使用率%			3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
テニス (人工芝)	昼間	平	90.7	84.7	71.7	71.8	78.5
		休	99.5	99.1	99.1	98.9	98.8
	夜間	平	92.3	87.8	85.9	84.5	88.7
		休	97.8	98.3	97.4	97.2	98.3

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	23	24	48	39	29
映画等の撮影	25	30	28	17	30
その他	95	89	118	128	72

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	自然観察会	8月	13
	2	下町文化フェスティバル	12月	3,582
	3	キラキラ☆KIBA パーク	12月	398
自主事業	1	犬のしつけ方教室	10~12月	51
	2	工作教室 (動画配信)	10~12月	—
都民協働	1	地域連携防災訓練	7、10~12月	10
	2	植物クイズラリー	3月	305
	3	食育体験	5~10月	564
	4	遊べるアート展	11月	170

4) 主な活動団体 (令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
木場公園友の会	都市緑化植物園・大花壇の花壇維持管理・イベント開催、募金活動、サービスセンターのイベントへの協力等 募金活動など	68
江東植物愛好会	帰化植物見本園の維持管理を上記友の会と連携して実施。イベント開催、募金活動等	30
木場プレーパークぼうけん隊	子供達の公園での遊びを通じて公園の魅力を発信	13
木場公園ドッグランサポーターズ	ドッグラン内の清掃・管理、しつけ教室開催によるマナーアップ活動	22
中地区愛好会 (千石一丁目長寿会・江東ワイズメンズクラブ)	中地区大規模花壇維持管理 (友の会との協働)	24

ガールスカウト ケナフの会	園内の専用花壇でケナフを栽培し、来園者の地球環境保全認識を啓発している	6
ふとんリサイクル推進協議会	江東区の問題ボランティアで園内の専用花壇で綿を栽培している。	4
蘭友会	サンルーフを活用して会員が育てた蘭の展示会。来園者への蘭の育て方教室も併せて実施	40
緑の会	園内の植物を写生、作品をミドリアムに展示、スケッチ教室の開催	5